

沖縄県環境教育等推進行動計画（概要版）

第1章 行動計画の策定にあたって

第1節 行動計画策定の背景

1 環境教育等とは

「持続可能な社会を構築するため、自発的に行われる環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進並びに環境、社会、経済及び文化とのつながりその他環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育・学習並びに環境保全に関する協働取組」と定義。

2 環境教育等の必要性

環境教育等は環境問題や環境保全に主体的に関わることができる能力や態度を育成するために重要。

3 県の環境教育等の取り組みの経過と国の動き

（県）：平成18年3月「沖縄県環境教育推進方針」（旧方針）を策定

（国）：平成23年6月 改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を公布など

第2節 行動計画の目的等

1 行動計画の目的

2 行動計画の位置づけ

沖縄県21世紀ビジョンや第2次沖縄県環境基本計画を推進する分野計画とする。

3 計画の期間

第2次沖縄県環境基本計画に連動し、平成34年度までとする。

第2章 環境教育等の基本的な考え方

第1節 環境教育等における目標

あらゆる主体の活動・行動のもと持続可能な社会をつくるため、目指すべき目標を設定

- ◆環境問題に気づき、学習し、主体的な判断ができる人が育つ
- ◆環境問題の解決に向けて自ら進んで取り組む実践的な人や組織が育つ
- ◆環境保全活動の輪が広がり、環境のもたらす恵みを次世代に引き継ぐ

第2節 目標達成に向けて

目標の達成に向けて、県民、民間団体、事業者、行政等多様な主体の連携及び役割分担、協力により、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、子どもからシニア世代を含めた大人までのライフステージに応じた環境教育を推進し、環境保全の意欲の増進を図る。さらに、各主体が積極的に参加し、自ら行動するとともに、相乗的な効果が発揮されるよう各主体間における連携・協働の取組を推進する。

第3節 環境教育等と沖縄の将来像

環境教育等において「未来を創る力」及び「環境保全のための力」の能力を育み、『沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島』の形成を目指す。

第4節 環境教育等を行う上で重視すべきこと

- 環境教育での学び、取り組みの中で社会状況や課題を知り、自発的な活動につなげる視点が必要。
- あらゆる世代が、多種多様な機会・場所で自ら主体的に環境について学習できるようにする。
- 活動の場、適切な情報等を提供することにより、家庭・学校・職場・地域その他のあらゆる場において環境負荷低減にむけて、主体的・継続的な活動が実践され、取組が広がるように支援する。
- あらゆる事業・活動において、「環境」という要素を認識することで、活動の広がりを図る。

第5節 各主体の役割

環境教育等の実施主体である「家庭」、「学校等」、「地域社会」、「事業者」、「民間団体」、「行政」の役割について記載。

第3章 環境教育等の現状と課題

第1節 現状

家庭や地域社会における環境教育、学校における環境教育、事業者における環境教育について

第2節 課題

沖縄県環境教育推進方針で示された課題の検証を行うとともに、検証結果を踏まえた課題を抽出

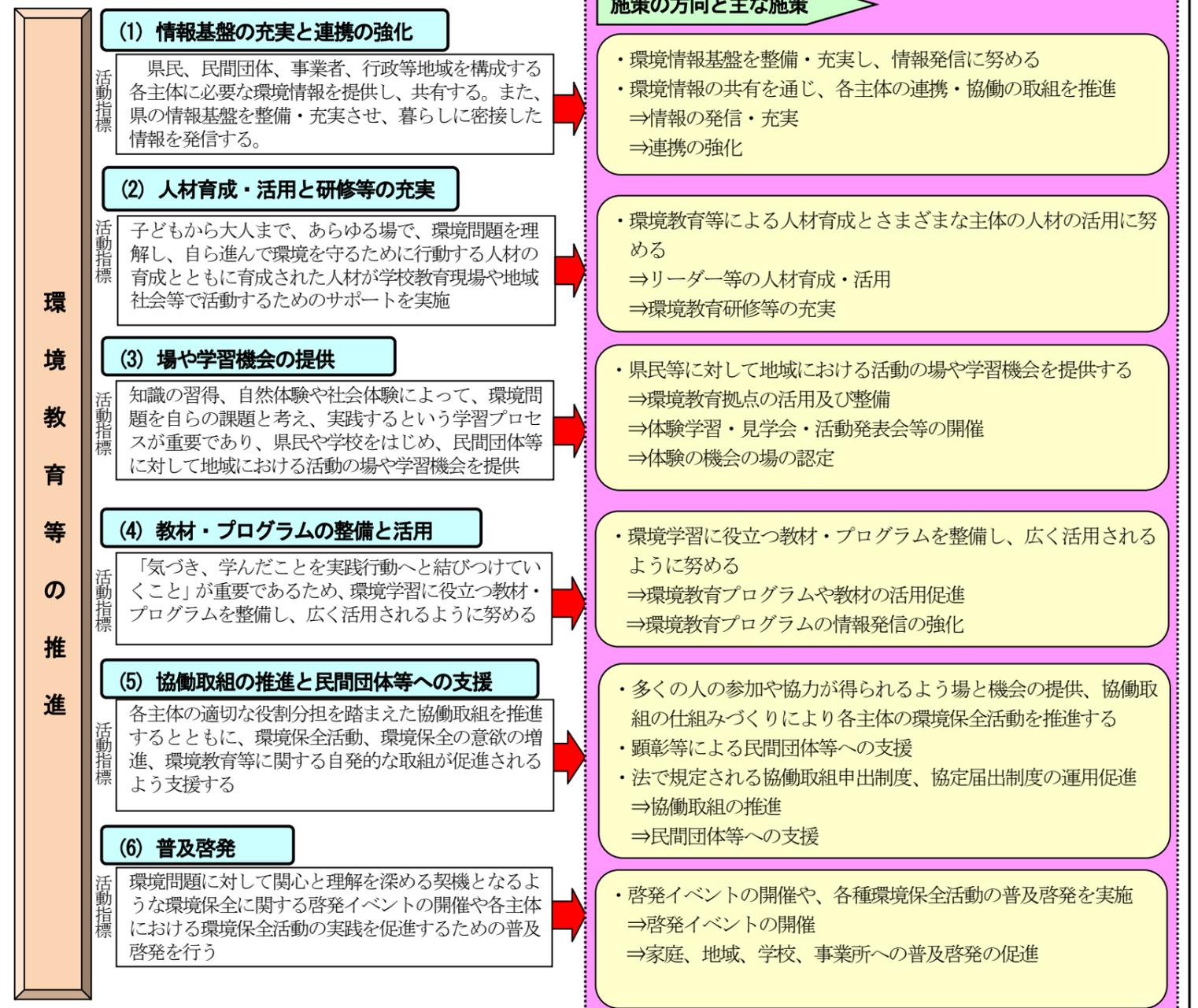
第4章 行動計画

第1節 環境教育等の進め方

環境教育等を総合的・体系的に推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、持続可能な社会の実現に向けた県民による「環境保全活動」に取組が広がるよう、第3章においてとりまとめた検証結果を踏まえた課題を勘案し、6つの施策展開を立て、相互に関連させながら環境学習や環境保全活動を推進する。また、推進にあたっては、6つの施策展開ごとに施策の方向、活動指標を設定し、施策を推進するとともに、施策の点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

第2節 施策

施策展開



第3節 適切な進行管理

計画の推進にあたっては、沖縄県環境教育等推進行動計画推進協議会を設置し、協議会を中心とした進行管理を行う。沖縄県環境教育等推進行動計画推進協議会における進行管理にあたっては、毎年、計画に定めた取組の実施状況、活動指標や目標値の達成状況等を把握し、必要に応じて取組の見直し・追加等について検討するなどPDCAサイクルによる進行管理を行う。